

美瑛町立病院売店事業者募集要綱

1 趣旨

この要綱は、美瑛町立病院（以下「病院」という。）の指定場所（資料1平面図参照）において、行政財産の貸し付けを受け、売店事業を行う事業者を選定するため、必要な事項を定めるものとします。

2 売店事業の概要

(1) 事業目的

事業者は、病院の建物の一部を借り受け、利用者等の利便性及び職員の福利厚生の向上を図るための売店及び自動販売機の設置並びに運営を行うものとします。

(2) 契約方法

地方自治法（昭和22年法律第67号）第238条の4第2項第4号の規定による行政財産の賃貸借とします。

3 病院の概要

(1) 病院の規模等

- ① 病床数 98床（一般病棟56床・療養病床42床）
- ② 診療科 6科（内科・外科・整形外科・眼科・リハビリテーション科・消化器科）
- ③ 開院日 毎週月曜日から金曜日まで（ただし、国民の祝日及び12月31日から1月5日までの期間を除く。）。なお、平成31年2月1日現在、整形外科外来は週2日（火曜日及び金曜日開院）、眼科外来は週1日（金曜日開院）としています。

(2) 患者数等（平成30年度実績）

- ① 延入院患者（年間） 19,442人（53.3人/日）
- ② 延外来患者（年間） 38,525人（158.5人/日）
- ③ 健診等利用者（年間） 275人

(3) 職員数

61名（平成31年4月1日現在） ※その他30名程度の臨時職員等あり。

(4) 貸付けを行う施設の概要

- ① 所在地 上川郡美瑛町中町3丁目8番35号
- ② 施設の名称 美瑛町立病院
- ③ 貸付場所の位置 1階アトリウム（ロビー）横（資料1平面図参照）
- ④ 貸付面積 15.29平方メートル（売店スペース13.91平方メートル、自動販売機設置スペース1.38平方メートル）
- ⑤ その他 貸付場所に給排水及びガス類の設備はありません。また、貸付場所においてこれらの設備を新たに設置して使用することはできません。

4 参加資格要件

次の要件をすべて満たす事業者に限り、応募することができます。

- (1) 北海道内に本社、支社、営業所等があること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。
- (3) 法令等により許認可等を必要とする場合は、その許認可等を受けていること。
- (4) 食料品、飲料又は日用雑貨を販売した経験のある事業者であること。なお、売店事業に伴う従事者の雇用に当たっては、町内雇用について特に配慮すること。
- (5) 過去1年間に、食品衛生法（昭和22年法律233号）に違反したとして行政処分を受けていないこと。
- (6) 法人にあっては、美瑛町財務規則（平成7年美瑛町規則第1号）第127条第1項に定める必要な資格を満たすこと。
- (7) 国税及び地方税等を滞納していないこと。

5 公募に関する条件

(1) 貸借の期間

令和元年10月1日から令和4年3月31日まで

(2) 貸付料（予定額）

年額 295,200円（消費税別）

(3) 貸付料の納付

貸付料は病院が指定する方法により、年度毎に納付することとなります。

(4) 必要経費等の負担

① 電気料

売店事業に要した電気料の実費は、貸付料とは別に事業者負担とし、病院が指定する方法により納付することとなります。

② 振込手数料

貸付料等の振込手数料は事業者の負担とします。

③ その他

売店事業に必要な機器及び備品等は事業者が用意するとともに、その設置費用は事業者負担となります。

6 売店事業に関する条件（要求水準）

売店事業に関する条件及び病院が求める要求水準は次のとおりですので、内容に留意し、事業提案書（様式第2号）に基づく提案書を作成願います。

(1) 営業時間等

開院日は午前9時から午後4時まで、閉院日は閉店を基本としており、新規の入院患者等に案内しています。なお、営業時間の拡大は事業者の自由としますが、その場合は消灯後（午後9時以降）の営業は控えてください。

(2) 取扱商品

食料品、菓子、新聞雑誌類、日用雑貨、紙おむつ及び病院の要請に応じた医療衛生材料など、利用者等の嗜好に幅広く対応し、かつ、入院患者の生活必需品に配慮した品揃えを行うとともに、自動販売機の販売品目は、飲料水としてください。

(3) 次に掲げるものは、取扱いを禁止します。

- ① 酒類、たばこ
- ② においの著しいもの
- ③ 賞味期限間近のもの
- ④ 傷もの、こわれもの
- ⑤ その他、療養に適さないもの

(4) 販売価格

地域小売店舗における標準的な価格を参考に、できるだけ安価に設定してください。

(5) 欠品・品薄対策

欠品及び品薄には特に注意し、在庫補充又は即時納入可能な体制を確保願います。

(6) 店舗環境

病院の特性に配慮し、清潔感ある明るい店舗環境の維持に留意してください。

(7) 維持管理責任

- ① 貸付場所及び売店事業のために設置した機器及び備品等の維持管理、修繕、交換及びメンテナンスの費用は、原則として事業者の負担となります。
- ② 自動販売機の維持管理、商品補充及び金銭管理等は事業者で行ってください。
- ③ 貸付場所とその周辺の清掃は事業者が行い、病院の美観、衛生環境を損なわないようにしてください。
- ④ 廃棄物の処理（保管、排出及び処分等）は事業者が行ってください。また、自動販売機周辺に空き缶、空きペットボトル等の回収ボックスを設置し、責任をもって回収、処理をしてください。
- ⑤ 売店事業に伴う問い合わせ及び苦情等については、事業者の責任において迅速に対応してください。

(8) その他の要件

- ① 利用者等へのサービス向上及び職員の福利厚生の実現を図るため、事業運営及び売店の取扱品目等について、病院と必要に応じて協議願います。
- ② 売店事業に必要な各種法令に基づく許認可等は事業者が取得してください。
- ③ 貸付場所の転貸及び賃借権の譲渡は、原則として認めません。
- ④ 看板等の色彩及び配置等は病院と事前協議（軽微なものを除く。）し、病院内の他施設との一体性を保つよう留意願います。なお、売店事業に関係のない広告掲示は認めません。
- ⑤ 商品等の搬入時間及び経路等は病院の指示に従ってください。
- ⑥ その他、売店事業に関し病院の指示ある場合は、速やかに対応願います。
- ⑦ 受電設備の点検等のため、事前に連絡のうえ停電作業を実施することがあります。

7 参加表明書及び事業提案書の提出

(1) 提出方法

- ① 募集要綱に基づき、参加表明書（様式第1号）及び事業提案書（様式第2号）を作成し、持参又は郵送により提出してください。なお、郵送による申込みは、提出期限内に到達したものに限り受け付けます。
- ② 参加表明書には、次の書類を添付してください。（直近のもの、コピー可）
 - ア 法人税、所得税及び地方消費税に係る納税証明書（その3の3様式）
 - イ 道税及び地方法人特別税について滞納がないことを証する納税証明書
 - ウ 所在市町村税の納税証明書（滞納がないことを証するもの）

(2) 提出先

上川郡美瑛町中町3丁目8番35号 美瑛町立病院事務局

電話：0166 - 68 - 7111 ファクス：0166 - 68 - 7120

E-mail：biei_choritsuosp@town.biei.hokkaido.jp

(3) 提出期間

令和元年6月3日（月）から6月21日（金）までの日（ただし、日曜日及び土曜日を除く。）の午前9時から午後5時まで。

8 質問及び回答

質問がある場合は、質問書（様式第3号）に記載のうえ、次の要領で提出願います。

- (1) 提出方法 持参、ファクス又はEメール
- (2) 提出先 7（2）に同じ。
- (3) 提出期限 6月7日（金）午後5時まで
- (4) 回答 6月11日（火）までにファクス等で回答します。

9 審査結果の通知等

(1) 審査結果の通知

審査結果は申請者全員に対し6月下旬頃書面で通知します。

(2) 選定後の手続き

賃貸借契約の締結については、病院が選定した事業者と速やかに締結することとし、売店事業開始が円滑に行えるよう打ち合わせを行います。

10 その他

- (1) この要綱について疑義が生じた場合は、病院の解釈によるものとします。
- (2) 提出書類に明らかな不備がある場合は、受付を拒否する場合があります。
- (3) 選定の通知を受領した事業者は、正当な理由がなく辞退することのないよう、留意願います。